

新城市農業委員会だより

た はた



第25号

令和元年7月16日発行  
新城市農業委員会

〒441-1392  
新城市宇東入船115番地  
TEL 23-7632/FAX 23-7047

農地の利用状況調査

# 「農地パトロール」を実施します

～農地の適正な管理をお願いします～



農業委員会では、「農地等の利用の最適化」を推進していくために、農地の利用状況を調査する農地パトロールを実施します。

調査の際には農地に立ち入ることがありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

- **目 的**…………… ①地域の農地利用の総点検  
②遊休農地の実態把握と発生防止・解消指導  
③違反転用発生防止および早期発見・是正対策等

● **遊休農地とは**…………… 一年以上にわたって耕作されておらず、今後も耕作がされないと見込まれる農地または周辺の農地と比べて著しく低利用となっている農地。  
(**荒廃農地**)

● **再生可能な荒廃農地と判断された場合には**…………… 所有者等に対して意向調査（今後その農地をどのように管理していくかの把握）が実施されます。  
意向調査に対して回答をしなかったり、もしくは回答どおりの管理がされていないと、その農地の固定資産税の課税が強化されることがあるので注意が必要です。

# 新城 あっちこっち

市内あっちこっちの、  
珍しい話、自慢したい話、  
紹介したい話を  
農業委員・推進委員が  
紹介します！



## 黒田花いっぱい運動



黒田地区では、未整備な圃場の休耕田・遊休地を利用して季節ごとにひまわりや菜の花、花桃等を植えて農村の景観を維持しています。運動の代表者である白井克彦氏が丹精を込めて栽培管理をしています。

春の時期は菜の花が水田一面に咲き誇ってミツバチや蝶々も飛んで来ています。八名こども園の園児たちも毎年恒例の遠足で観に来ています。

3月10日には「菜の花祭り」が開催され、多くの市民が来場されました。

「こんなのがあったよ。」小さな手で差し出すジャガイモに、おばあさんたちの顔がほころぶ。昨年6月に引地地区の有志により開催された、3回目となる「大野こども園」と「小規模多機能型居宅介護事業所とみさか」とのジャガイモ掘り交流会の一場面です（こども園単独では2回実施）。

ジャガイモ掘りの行事は、「最近の子供たちは、土いじりを知らないので貴重な体験だ。」と喜ばれています。園児のかわいい姿に、おばあさんの中には涙を流して喜ぶ人もいます。

自分の掘ったジャガイモをリュックに入れて、元気に帰っていく姿を見て思ってしまう。「将来一人でもいいから農家さんになってね。」



## ジャガイモ掘り交流会



## 第3回ホタル観賞の夕べ



野田川下流において6月初めに行われた、「野田・中市場の農地・水・環境を守る会」主催の「第3回ホタル鑑賞の夕べ」に参加しました。地域の子供達を中心に保護者、地元の皆さんと総勢82名で乱舞するホタルを見ながら、楽しいひと時を過ごしました。かわいい光を放つホタル

に、あちらこちらで大歓声が上がっていました。参加賞ももらった子供達は、大喜び。

この先もずっとずっとホタルに出会えるような環境が続いていくことを願っています。

5月27日

# 全国農業委員会会長大会開催



毎年1回実施されている全国農業委員会会長大会が、今年は東京・文京シビックホールにて、会長及び事務局長等1800名が集まり盛大に開催され、吉川農林水産大臣をはじめ政府の要職者が大会に華を添えていただきました。

「人と農地対策を通じた地域の再生を目指して」をテーマに大会提案議決を行い、政府に対し代表要請を実施。その後、各都道府県単位で地元の議員団に対し、要請活動を行いました。

## ■農家台帳の登記事項の補正に係る農業者への調査について

農家台帳に記載されている情報(世帯員、従事日数、所有農機具、経営志向等)を最新のものに補正するため、3ヶ年に1回程度実施するものです。

12月頃に農業者の方へ調査票の送付を予定していますのでご協力をお願いいたします。

## ■農地の所有権移転・貸借・転用等を行う場合には、農地法に係る手続きが必要です

### ●農地法第3条許可(農地を所有権移転・貸借する場合)

農地を耕作する目的で譲渡や売買を行う場合には、農業委員会の許可が必要です。

個人間で売買や贈与を済ませても、3条の許可がないと所有権移転の登記ができません。

許可基準をもとに、譲受人(借人)の農業経営について審査します。

### ●農地法第3条届出(相続等の届出)

相続等による農地の取得は農地法の許可は不要ですが、農業委員会への届け出が必要です。

### ●農地法第4条関係(自己所有の農地を転用する場合)

自己所有の農地を農地以外(住宅や資材置場、駐車場等)に転用する場合には、愛知県知事の許可が必要です。(市街化区域の場合は届出)

### ●農地法第5条関係(他者の農地を転用する場合)

他者の農地を買い(または借りて)農地以外に転用する場合には、愛知県知事の許可が必要です。(市街化区域の場合は届出)

\*農地により許可基準が異なりますので、転用をお考えの方は一度ご相談ください。

## 平成30年(1月～12月)の農地の貸借状況について

昨年契約された利用権設定(農地の貸借契約)546件のうち、賃借権(物納含む)は298件、使用貸借権(無料の貸し借り)は248件でした。

10a当たりの農地の賃借料の集計結果は下記のとおりです。賃借料を決定する際に参考にしてください。

地区名	田の部(年額)				地区名	畑の部(年額)			
	平均額	最高額	最低額	データ数		平均額	最高額	最低額	データ数
新城地区	9,000円	16,300円	3,100円	141筆	新城地区	10,900円	17,400円	3,700円	8筆
鳳来地区	5,200円	8,600円	1,900円	27筆	鳳来地区	17,000円	17,000円	17,000円	1筆
作手地区	7,100円	13,000円	3,000円	353筆	作手地区	該当なし	該当なし	該当なし	—
市平均	7,600円			521筆	市平均	11,200円			84筆

※データ数は集計に用いた筆数です。使用貸借によるものは集計の対象としていません。

※この賃借料情報は参考として提供するもので、拘束力はありません。

**契約の際には、農地の状況等も含め、当事者間でよく話し合っ決定してください。**

## 農業者年金に加入しませんか？

### ■加入要件(下記のすべてに該当する方)

- ◆年齢が60歳未満の方
- ◆国民年金の第1号被保険者(ただし保険料納付免除者でないこと)
- ◆年間60日以上農業に従事する方

### 農業者年金 6つのポイント

- 積立て方式で安心
- 加入・脱退も自由
- 保険料は全額社会保険料控除
- 保険料はいつでも変更できる
- 農業の担い手には保険料補助(※一定の条件があります)
- 終身年金 80歳まで死亡一時金あり

加入のお申し込みは、お近くのJA窓口でお願いします。



詳しくは、

## 全国農業新聞を購読しませんか

分かりやすい農業・農政の解説、地域の暮らしと話題が満載です。

■発行/全国農業会議所 月4回 毎週金曜日発行

■月額/700円、年8,400円(税込)

購読のお申し込みは新城市農業委員会事務局までご連絡ください。

